

【用語】 多胡郡日野村—藤岡市上日野 本山当山御批判状—近世初頭、修験道支配をめぐり本山・当山の両派が争った時の家康の裁許 金欄地—金欄地結袈裟のこと 補任—職に補すため与えた辞令、補任状 曲事—処罰、处分 入峯—大峰山へ入り、修行すること 法度—法令、禁令 懈怠—怠けおこたること、怠慢 鮹成者—信用できる者 行者 講—修験者たちが定められた修験寺院に集まり行つた 入峯度数先官 次第—入峯回数や官位についた順 年行事—本山派において、郡単位で末端修験者を支配する職 直同行—ここでは末端修験者のこと 式法—儀式、作法 蟻膾偏頗—えこひいき 厳科—きびしい罰 勝仙院—聖護院を補佐する院家の一つ

【解説】 江戸時代の村落で、神社や寺院とともに村人の信仰生活を支えていたのが修験者（山伏）である。彼らは加持祈禱を行い、おもに現世利益面での願いに応えた。修験道は、日本古来の山岳信仰に仏教・陰陽道などが習合して発展した宗教で、修験者は山岳に登つて修行を積み重ね、呪力を獲得することを目的とした。古来より各地の靈山が修行の場所となつたが、室町時代には熊野を中心とする本山派（園城寺聖護院系）と金峯山を中心とする当山派（醍醐寺三宝院系）がぬきんでた。そして、江戸時代には修験教団としてこの両派が公認され、全国の修験者を支配することになつたのである。

この掟は、本山派修験の日野房（坊）あてに、上野国の先達職（修験者を支配する職・権利）をもつていた勝仙院が出したものである。掟は五カ条からなり、第一条は幕府との関係から記されたものである。第二条以下は本山派修験に関する条項で、金欄地結袈裟は補任状を得て着用すること、入峯を怠慢なく行い、弟子をとる場合はよく吟味して請求をとること、会合時の着座の順序などを定めている。なお、江戸時代を通じて入峯修行者が減り、聖護院は入峯をすすめる触書を出すようになつてゆく。